

五、再処理施設の工事計画

項目	平成年度																																																											
	5			6			7			8			9			10			11			12																																						
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
主要工程	▲着工																						▲再処理開事業																																					

項目	平成年度																																																											
	13			14			15			16			17			18			19			20																																						
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
主要工程												▲ウラン試験開始											▲使用済燃料試験による																																					

項目	平成年度																														
	21			22			23			24			25～																		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
主要工程												<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> (※)しゅん工の時期未定 平成25年12月までに新規制基準 が施行されるため。 </div>																			

- (注) (1) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の試験のために、使用済燃料 (約 50 t・Upr) を受け入れる。
 (2) ウラン試験は、劣化ウランを用いた模擬燃料集合体等(約 60 t・U) を使用して行う試験をいう。
 (3) しゅん工とは、再処理設備本体等に係る使用前検査の合格をいう。
 (4) 使用済燃料輸送容器保守設備及びそれに係る設備は、再処理事業開始後50か月以内に設置する。
 (5) 第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟及び西棟に係る施設は、しゅん工後3年以内に設置する。